

障がいのある方の『雇用企業』をサポートします！

※各制度の詳細は問合せ先にご確認ください。

【特定就職困難者雇用開発助成金】

障がいのある方を新たに継続して週 20 時間以上雇用する事業主に助成します。

対象労働者(障害者手帳所持者)		中小企業	その他
週 30 時間以上労働の	身体・知的障がい者	120 万円以内	50 万円以内
	重度・45 歳以上・精神障がい者	240 万円以内	100 万円以内
週 30 時間未満労働の障がい者		80 万円以内	30 万円以内

【問合せ先】 ハローワーク園部 TEL:0771-62-0246/FAX:0771-62-4853

【発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金】

発達障がい者・難病患者を新たに継続して週 20 時間以上雇用する事業主に助成します。

対象労働者(障害者手帳不所持者)		中小企業	その他
週 30 時間以上労働の発達障がい者・難病患者		120 万円以内	50 万円以内
週 30 時間未満労働の発達障がい者・難病患者		80 万円以内	30 万円以内

【問合せ先】 ハローワーク園部 TEL:0771-62-0246/FAX:0771-62-4853

【障害者トライアル雇用奨励金】

障がいのある方を原則 3 カ月試用雇用したうえで、継続雇用する事業主に支給します。

対象労働者	支給内容
次のいずれかに該当する障害者手帳所持者	試用雇用期間終了後
①紹介日時点で就労経験のない職業に就くことを希望	月 4 万円以内×最長 3 カ月
②紹介日前日から過去 2 年以内に 2 回以上離職・転職	
③紹介日前日時点で離職期間が 6 カ月超	
④重度身体障がい者・重度知的障がい者・精神障がい者	
⑤精神障がい者を初めて雇用する場合	
週 20 時間以上勤務が困難な精神障がい者・発達障がい者	試用雇用期間終了後
週 10～20 時間勤務の施行雇用後、週 20 時間以上勤務	月 2 万円×最長 12 カ月

【問合せ先】 ハローワーク園部 TEL:0771-62-0246/FAX:0771-62-4853

【障害者職場定着支援奨励金】

障がいのある方に必要な援助などを行う職場支援員を配置する事業主に支給します。

支援員配置形態	対象労働者(障害者手帳所持者)	中小企業	その他
雇用・業務委託契約	週 30 時間以上労働の障がい者	月 4 万円	月 3 万円
	週 30 時間未満労働の障がい者	月 2 万円	月 15,000 円
委嘱契約	—	委嘱による支援 1 回 10,000 円	

【問合せ先】 ハローワーク園部 TEL:0771-62-0246/FAX:0771-62-4853

【訪問型職場適応援助促進助成金】

障がいのある方に訪問型職場適応援助者による援助を行う事業主に助成します。

対象援助者		助成内容 (①+②)	
①	1 日の移動時間含む支援時間	4 時間以上	計画に基づく支援日数 × 16,000 円
		4 時間未満	
②	援助者養成研修の受講料を事業主が全て負担し、かつ研修終了後 6 カ月以内に初めて支援を実施した場合、研修受講料の 1/2 以内		

【問合せ先】 ハローワーク園部 TEL:0771-62-0246/FAX:0771-62-4853

【企業在籍型職場適応援助促進助成金】

障がいのある方に企業在籍型職場適応援助者による援助を行う事業主に助成します。

	対象労働者(障害者手帳所持者)	助成内容 (①+②)	
		中小企業	その他
①	週 30 時間以上労働の障がい者	計画に基づく支援月数 × 8 万円	6 万円
	週 30 時間未満労働の障がい者		3 万円
②	援助者養成研修の受講料を事業主が全て負担し、かつ研修終了後 6 カ月以内に初めて支援を実施した場合、研修受講料の 1/2 以内		

【問合せ先】 ハローワーク園部 TEL:0771-62-0246/FAX:0771-62-4853

【障害者初回雇用奨励金】

障がい者雇用の経験がない中小企業（労働者数 50～300 人）などが、障がいのある方を雇用して法定雇用率を達成する場合、事業主に 120 万円を支給します。

【問合せ先】 ハローワーク園部 TEL:0771-62-0246/FAX:0771-62-4853

【障害者雇用納付金・調整金・報奨金】

障がい者雇用率の過不足に応じて、事業主から徴収または事業主に支給します。

制度名	対象事業主		徴収・支給内容	
	障がい者雇用率	常時雇用労働者数		
障害者雇用	納付金	2%未満	101人以上	不足人数×月5万円を徴収(当面減額特例あり)
	調整金	2%超	101人以上	超過人数×月27,000円を支給
	報奨金	一定以上	100人以下	超過人数×月21,000円を支給

【問合せ先】 京都高齢・障害者雇用支援センター TEL:075-254-7166/FAX:075-254-7110

【障害者雇用納付金に関連する各種助成金】

障がいのある方を継続して雇用する事業主などに助成します。

制度名	対象事業主	助成内容
障害者作業施設設置等助成金	障がい者の雇用に必要な施設・設備などを整備・賃借する事業主	整備費の2/3以内
障害者福祉施設設置等助成金	障がい者が利用しやすい福利厚生施設を整備する事業主・事業主の加入団体	整備費の1/3以内
障害者介助等助成金	重度身体障がい者の雇用管理に必要な介助者の配置などを行う事業主	配置・委嘱費の3/4(2/3)以内
重度障害者等通勤対策助成金	重度障がい者の通勤に必要な住宅・通勤費の支援などを行う事業主・事業主の加入団体	支援費の3/4以内

【問合せ先】 京都高齢・障害者雇用支援センター TEL:075-254-7166/FAX:075-254-7110

【京都府障害者雇用施設整備事業】

障がい者法定雇用率を達成しているまたは達成する事業主などに助成します。

対象事業主	助成内容
障がい者の雇用に必要な施設・設備などを整備する事業主	整備費の30%以内

【問合せ先】 京都府総合就業支援室 TEL:075-682-8918/FAX:075-682-8924

【京都はあとふる企業認証制度】

障がい者雇用に積極的（雇用率3%以上）な企業を認証し、京都府ホームページでの公表やシンボルマークの使用により、企業のイメージ・アップにつなげます。

【問合せ先】 京都府総合就業支援室 TEL:075-682-8918/FAX:075-682-8924

【京都障害者雇用企業サポートセンター】

セミナー（採用面接のポイントなど）や障がい者雇用企業の見学会、障がい者雇用のための企業内研修、個別相談、職場の環境づくりに向けたアドバイスなどを行います。

【問合せ先】 TEL:075-682-8928/FAX:075-682-8949

【京都障害者職業センター】

新規雇い入れや復職・職場適応・雇用管理などのアドバイスを行ったり、職場に一定期間ジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、障がいのある方と事業主の橋渡しをします。

【問合せ先】 TEL:075-341-2666/FAX:075-341-2678

【ハローワーク園部】

障がいのある方の求職登録・求人開拓を行うほか、障がい者雇用に関する各種制度の紹介や相談に応じるとともに、雇用管理上のアドバイスなどを行います。

【問合せ先】 TEL:0771-62-0246/FAX:0771-62-4853

【なんたん障害者就業・生活支援センター】

障がい者雇用に関する各種制度の紹介や相談に応じるとともに、必要に応じて職場を訪問し、就職後のフォローや障がいのある方への理解に関するセミナーなどを行います。

【問合せ先】 TEL:0771-24-2181/FAX:0771-20-1246

【南丹市障害者基幹相談支援センター／南丹市社会福祉課】

福祉サービスや生活に関することなど、障がいのある方やご家族からの相談に応じて、必要な助言や福祉サービスの利用、専門機関の紹介などにつなげます。

【問合せ先】 TEL:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

【南丹市障害者就労支援ネットワーク会議】

障がいのある方が福祉就労している事業所同志のネットワークを活かして、市内事業所の手づくり品の販売や下請作業（箱詰め・封入・組み立て・清掃など）の受注を仲介します。

【問合せ先】 事務局（京都太陽の園） TEL:0771-62-2838/FAX:0771-62-3168